

カンボジア王国
国民 信仰 国王

経済財政省
No. 569 MEF. BK

プノンペン、2010年8月19日

輸出品及び輸入品並びに運輸機関の検査に関する省令

以下を確認し

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する2008年9月25日付勅令第NS/RKT/0908/1054号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する1994年7月20日付勅令第02/NS/94号
- 経済財政省設置法を公布する1996年1月24日付勅令第NS/RKM/0196/18号
- 関税法を公布する2007年7月17日付勅令第NS/RKM/0707/017号
- 経済財政省の組織と機能に関する2000年1月20日付政令第04.ANK.BK号
- 経済財政省の関税消費税局、税務局及び国庫局を経済財政省の監督の下でのカンボジア関税消費税総局、税務総局及び国庫総局に格上げすることに関する2008年9月15日付政令第134 ANK.BK号
- 経済財政省関税消費税総局の監督の下での消費税局、関税手続局、免税区域管理局の設立に関する2008年10月6日付政令第152 ANK.BK号
- 経済財政省の優先業務

次の通り決定する

第1条

輸入品及び輸出品に関し、税関職員は、次に掲げる権限を有する。

- a. 貨物を検査し、貨物の梱包またはコンテナを自ら開封又は開封せしめ、検査のためにそれらの貨物の適切な量のサンプルを取得すること。
- b. 全ての輸送機関の停止、乗車、検査を行うこと、輸送機関を検査のために税関事務所または適切な場所に移動させるよう命じること。
- c. 犯罪行為が行われていると疑うに足る合理的な根拠がある場合、カンボジア王国の法の定めるところにより、証拠を得るため、または貨物を差し押さえるため、民間住宅または事業所を検査すること。
- d. 関税領域に入る又は出ていく全ての個人の証明書を確認すること、この省令及びカンボジア王国のその他の法への違反の証拠となる貨物、その他のものを隠し持っている税関職員が

疑いを有する場合、停止させ、質問し、搜索すること。

第2条

税関検査は、積荷のリスク評価に基づくものとする。税関検査には、貨物の完全検査、部分検査、無検査及び再検査を含むものとする。貨物の検査が行われない場合は、税関は、支払うべき関税及び公課を税関申告書に基づいて決定する。

第3条

貨物の検査の目的は、実際の貨物が、種類、数量、原産地、その他の性質等に関して、税関申告と整合しているかを検証することである。検査はまた、違法又は無申告物品を検証する目的のためにも実施される。

第4条

関税及び公課の対象となるかどうかにかかわらず、全ての輸入品及び輸出品、及び関税領域に出入りする当該貨物を運搬する全ての運輸機関が、税関検査の対象となる。貨物の所有者又は貨物の担当者は、関税法第11条の定めるところにより、貨物の積み降ろし、梱包の開封、再船積、再梱包を含めて、貨物の税関検査が可能ないようにしなければならない。

第5条

税関申告書が登録された後、税関は貨物検査の時間を設定する。

貨物の検査は、関税消費税総局長の事前承認がある場合は、税関申告書の登録前に行うことができる。

税関検査は、通常、税関の指定営業時間内に実施される。検査が、関税消費税総局長の決定に従い、指定営業時間外に実施された場合は、輸出者、輸入者又はその代理人は、経済財政省により決定された規則により定められた単価に従い、移動時間も含めて税関職員が実施したことによる時間外料金を支払わなければならない。

第6条

輸入品及び輸出品の検査は、一時保管施設、保税倉庫を含む認可税関域内でのみ実施されなければならない。輸入者又は貨物の管理者からの求めがある場合、税関は、所有者又は輸入者の敷地内又は他の場所等、この目的のために税関が指定した場所での検査を認めることができる。貨物の所有者は、経済財政省により決定された規則により定められた単価に従い、貨物の検査に関連した費用を支払わなければならない。

第7条

貨物の検証は、合意に至らない場合に、部分的検査を含めて全ての検査の結果に抗弁し、再検

査に基づく検証を求める、又は貨物の完全検査を求める権利を有する、貨物の所有者又はその代理人の同席のもとで実施されなければならない。

第 8 条

貨物の所有者又はその代理人が検査に同席するために現れない場合は、税関は、検査を開始する、又は、検査を停止していた場合それを継続する、との意図を示す登録済文書により通知する。この通知後 15 日の期間を経て、かつ通知の効果がない場合、税関事務所が所在する場所の第一審裁判所は、関税消費税総局長の求めに応じ、検査に同席するために現れなかった申請者を代理する者を公式に指定する。

第 9 条

貨物の所有者又はその代理人が、税関申告を完成させるのに必要な情報を保有していない場合、貨物を調査し、必要な場合、貨物の検査前にサンプルを取得することを、税関は認めることができる。そのような場合、暫定税関申告書を税関に提出しなければならない。暫定申告書を提出していても、必ず税関申告書を提出する義務がある。税関は、貨物の所有者にサンプルを返還すること、又はひな型としてサンプルを保持することを、命じることができる。

暫定申告書の対象となっている貨物の外観及び性質を変えるようないかなる取り扱いも禁止される。

暫定申告書の様式及び申告者による貨物の予備的調査が行われる条件については、関税消費税総局長の決定により定められる。

第 10 条

野菜、果物、生鮮肉、生きた動物、冷凍製品、個別の特別な保管が必要な商品等の腐りやすい物品については、優先して検査が行われる。

第 11 条

担当税関職員は、税関申告書様式上に、完全かつ正確に当該検査についての報告を準備しなくてはならない。

第 12 条

外交使節団、領事館または外国政府の公式代表団により輸入又は輸出される物品は、税関検査を免除される。よって、税関職員による検査は行われてはならない。税関職員は、疑いのある積荷を上官に報告しなければならない。

第 13 条

税関は、国際郵便を取り扱う全ての郵便局に立ち入る権限を有し、郵便職員の同席のもとで、第

14 条に示す物品が含まれている、又は含まれていると信じられる、国内発及び海外発の郵便物を検索する権限を有する。

第 14 条

郵便当局は、万国郵便連合の条約及び協定に基づく規定の定めるところにより、関税、税関調査、禁止・制限品目の対象となる郵便物について、税関検査が可能ならしめるものとする。

第 15 条

次に掲げる形態の郵便物は、税関検査の対象とならない。

- a. はがき、個人の信書のみを含む手紙、盲人用の印刷物
- b. 関税及び公課の対象とならない印刷物
- c. 国際通過郵便物

第 16 条

郵便物についての税関検査は、郵便職員又は郵便物の所有者の同席のもとに実施されなければならない。

第 17 条

無申告または違法な物品を検索するため、税関は、関税領域の海岸部にある船舶、税関港及び埠頭に停泊中の船舶、河川・水路・運河を航行中の船舶等、全ての船舶に乗船し検索を行うことができる。

第 18 条

船長は、税関職員を迎え入れ、ハッチを開くこと、部屋を開けること、キャビネットを開けること、荷物を開梱することを含む求められる検査に協力しなければならない。また、検査に関する全ての費用は、船長が負わねばならない。協力を拒んだ場合、税関は、ハッチを開くこと、部屋を開けること、キャビネットを開けること、荷物を開梱することを検証するために、裁判官、又は司法警察官の支援を求めることができる。

第 19 条

18:00 に、船舶及び積荷を検査する職員は、ハッチを閉めることができる。当該ハッチは、税関職員が同席のもとでのみ再開放されることが許される。

第 20 条

航空機の検査を実施する場合、税関職員は、当該航空機の運航者が提供する適格な航空機技術者を伴い、検査が航空機の安全にいかなる損害・影響をも与えないことを確保しなければならない。

い。

第 21 条

道路運輸機関の検査を実施する場合、運輸機関の運転者は、税関の求めに応じ、車両の安全、カバーやパネルの開放、部品やアクセサリーの取り外し等により、税関職員が検査を行うことを支援するものとする。

第 22 条

運輸機関の運転者は、税関職員の命令に従わなくてはならない
税関職員は、運輸機関に停止を命じたにもかかわらず停止しない場合は、運輸機関を停止させるためにあらゆる適切な装備を使用することができる。

第 23 条

関税消費税総局長は、現行の法と規則の定めるところにより、貨物の現物検査、個人住宅及び事業所の検査、個人の証明書の検証、証拠を収集するための個人の搜索、貨物の一時的差押えに関する通達を発出することができる。

第 24 条

関税消費税局を担当する王国政府代表、事務局長、内閣担当局長、関税消費税局長、経済財政省の関係部局は、関係する機関と担当者を含めて、署名の日から本省令の各条を有効に施行する。

上級大臣兼経済財政大臣

署名

キエット・チョン

写し提出先:

王宮省

上院事務局

国民議会事務局

カンボジア王国サムダッチ・アカ・モハ・セナ・バデイ・テコ フン・セン首相府

閣僚評議会

「今後通達する」

関税消費税局
第 24 条に規定する通り
カンボジア商工会議所

「広報協力と実施のため」
官報
公文書保管所

(注) 本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じたいかなる損害に関しても責任は負いかねますので、
正確を期すためには 原文をご参照ください。